

境港市温室効果ガス排出削減実行計画（区域施策編）策定業務 仕様書

策定業務仕様書

本仕様書は、境港市（以下「本市」という。）が行う「境港市温室効果ガス排出削減実行計画（区域施策編）策定業務」（以下「本業務」という。）の基本事項について定めるものである。

1 業務名

境港市温室効果ガス排出削減実行計画（区域施策編）策定業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）まで

4 目的

本市では、平成29年に「境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）」を策定し、境港市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減し、市民や事業者对环境配慮の姿勢の模範となることを掲げ取り組んでいる。又、令和3年2月に表明した「ゼロカーボンシティ」では、令和32年（2050年）のゼロカーボンを目指して市民・事業者・行政が一体となり環境にやさしく快適に暮らせるまちを目指すこととしている。

本業務では、これらの背景を踏まえ、環境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用し、区域の温室効果ガスの現状把握・将来推計、脱炭素に向けた具体的施策を示す、「境港市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）を策定することを目的とする。

5 業務内容

(1) 基礎調査の実施

統計資料などをもとに、地球温暖化対策に係る市の自然的条件・経済的・社会的条件・再生可能エネルギー条件を収集・分析する。また、市の関連計画や国・県の動向など、計画に反映すべき関連行政計画や資料を整理する。又、区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出量の削減のための取り組みに関する基礎情報の収集及び現況分析を行う。収集・分析する条件は次のとおり。

【自然的条件】地勢概要、気候特性、景観、自然環境に関する規制対象区域や生物種等

【経済的条件】産業構造、業種別課題、事業所や就業者数等

【社会的条件】人口構成・推移、地域公共交通、土地利用状況、文化財等

【再生可能エネルギー条件】太陽光、風力、地熱、地中熱、廃棄物量、バイオマス、その他に分類の上、賦存量、各種規制等制約条件、導入時・運営時課題

(2) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

区域の地域特性等を踏まえ、温室効果ガス排出量の現況及び経年変化から増減要因等の分析を行うとともに、令和12年(2030年)を中間地点とした、令和32年(2050年)までの「BAU(今後追加的な対策を見込まないまま推移する、Business as usual)ケース」及び「現計画の取組を継続したケース」等可能な限り複数のパターンを想定し、将来推計を行う。

(3) 削減目標とその達成に向けた施策等の検討

温室効果ガス排出量の現況及び将来推計、並びに国、県及び事業者等の地球温暖化対策の動向、温室効果ガス排出量の削減等の施策等を踏まえ、区域に係る温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

目標に対する具体的な取組を区域の特徴・財政状況等を踏まえて検討・整理する。具体的施策の検討として、再生可能エネルギーの導入、市民、事業者の削減活動促進、地産地消、社会的課題解決等のキーワードを基に検討を実施する。

(4) 住民・事業者へのニーズ調査の実施及び分析

計画を策定するにあたり、住民及び市内事業者へのニーズ調査を実施する。調査後、分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。調査方法に関しては、市民1000件程度、事業者500件程度のアンケートを実施する。

(5) 計画策定に係る会議等の運営補助

実行計画の策定過程において段階的に実施する庁内会議等への出席及びその運営補助を行う。なお、会議の開催は本契約期間中に1回とする。

(6) 計画書の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書素案及び概要版を作成する。

(7) その他

- ① 本業務は、環境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の趣旨・公募要領・交付規定を厳守のうえ実施すること。
- ② 本業務は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(令和5年3月)」の内容に準拠し作成を行うこと。
- ③ 本業務の遂行にあたり、前項以外に必要な事項について、市の協議のうえ実施する。協議に際して必要な資料や議事概要を作成すること。

6 成果物

- (1) 提出物：下記のとおり
 - ① 業務報告書：2部
 - ② 境港市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案
 - ③ 境港市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版
 - ④ 成果物に関する印刷用紙の版下及び電子媒体：CD-ROM（2セット）

電子媒体については、ワード、エクセル形式及びPDF形式のもので、境港市ホームページ掲載用として分割したものを含む。

※温室効果ガス排出量及び吸収量の推計のためのエクセルファイル一式を含む
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。
- (3) 成果物に含まれる発注者または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は個々の著作権者等に帰属するものとする。また、受託者は、本業務中の成果物に関する中間成果物を発注者の承諾なくして貸与、公表してはならない。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約物に係る一切の責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 契約締結後、5日以内に提出するもの（各1部）
 - ・着手届
 - ・業務主任担当者届（統括責任者及び管理責任者の氏名・生年月日・履歴書・業務に関する資格を証明するもの）
 - ・業務計画表
- (2) 適宜提出するもの
 - ・打ち合わせ等の議事録
- (3) 業務完了時に提出するもの（各1部）
 - ・納品書
 - ・完了届
 - ・目的物引渡書
 - ・請求書

8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、受注者と綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律や境港市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後ま

たは契約解除後も同様とする。

- (3) 本仕様書に記載している業務の全部または一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (4) 本業務の履行にあたり必要になる資料については、その都度発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は契約期間終了後にすべて返却する。
- (5) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切発注者に帰属するものとする。ただし、受注者は、発注者の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (6) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。
- (7) その他
本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、両者が別途協議のうえ決定するものとする。

以上